

公益社団法人自動車技術会 自動車技術会賞規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会定款第45条の規定に基づき、定款第5条第7号の事業の一つとして行う自動車技術会賞の募集、選考、授賞に関する事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 自動車技術会賞は、自動車工学及び自動車技術の向上発展を奨励することを目的とする。

(種類)

第3条 自動車技術会賞は、次の5種類とする。

- (1) 自動車技術会学術貢献賞（以下「学術貢献賞」という。）
- (2) 自動車技術会技術貢献賞（以下「技術貢献賞」という。）
- (3) 自動車技術会浅原賞（以下「浅原賞」という。）
浅原賞は、(イ)学術奨励賞と(ロ)技術功労賞の2賞とする。
- (4) 自動車技術会論文賞（以下「論文賞」という。）
- (5) 自動車技術会技術開発賞（以下「技術開発賞」という。）

2 前項各号の自動車技術会賞には、最優秀賞を設けることができる。

(沿革)

第4条 浅原賞は、1951年初代会長浅原源七氏の提案により創設されたものである。

2 他の4賞は、別表に掲げる各位から提供された資金により創設されたもので、1984年10月までは学術貢献賞に相当するものを斎藤賞、技術貢献賞に相当するものを中川賞と称した。

第2章 募集

(対象となる者の資格)

第5条 第3条各号に掲げる賞の対象となる者の資格は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 学術貢献賞

学術貢献賞の対象は、自動車に関する学術の進歩発達に貢献しその功績が顕著な技術者及び研究者とする。ただし、既に本賞又は技術貢献賞を受賞した者を除く。

(2) 技術貢献賞

技術貢献賞の対象は、自動車に関する技術の進歩発達に貢献しその功績が顕著な技術者及び研究者とする。ただし、既に本賞又は学術貢献賞を受賞した者を除く。

(3) 浅原賞

(イ)学術奨励賞

学術奨励賞の対象は、第7条の募集を行う翌年の3月31日に満37才未満であつて、「自動車技術会論文集」等自動車技術に関係ある公表印刷物に論文またはこれに準ずるもの（査読制度のない公表印刷物へ発表されたもの）を発表した将来性ある新進の技術者及び研究者。

(ロ)技術功労賞

技術功労賞の対象は、永年自動車技術の進歩向上に努力した功労が大きく、かつ、その業績の世にあまり知られていない技術者及び研究者。

なお、既にいずれかの自動車技術会賞を受賞した者及びその年に本賞以外の自動車技術会賞を受賞する者は、上記2賞の対象から除外する。

(4) 論文賞

論文賞の対象は、自動車技術会論文集、Review of Automotive Engineering ならびに本会主催（共催を含む）国際シンポジウムの Proceedings に論文を発表した技術者及び研究者。

この賞の対象には、当該論文の主著者のほか、共著者である技術者及び研究者を含めることができる。

(5) 技術開発賞

技術開発賞の対象は、自動車技術の発展に役立つ新製品又は新技術を開発（在来技術の改良、在来技術の複合的応用、品質の向上又は生産性の向上等を含む。）した技術者及び研究者。

この賞の対象には、当該開発の主開発者のほか、共同開発者である技術者及び研究者を含めることができる。

2 上記各賞の対象となる期間は処理基準に定める。

（募集）

第6条 自動車技術会賞の応募者の募集は、募集要項を会誌「自動車技術」等及び本会ホームページに告知して行うこととし、告知期間は処理基準に定める。

2 各賞への応募は、本会会員（賛助会員を含む。）の推薦による。ただし、論文賞にあつては、本会会員の推薦のほか本人の申請によることができる。

第3章 選考

（選考）

第7条 選考にあつては、それぞれ次の点を特に考慮して行う。

(1) 学術貢献賞

その業績が自動車に関する学術の進歩発達に貢献した程度

(2) 技術貢献賞

その業績が自動車に関する技術の進歩発達に貢献した程度

(3) 浅原賞

(イ)学術奨励賞

その論文が自動車工学又は自動車技術に寄与する程度

(ロ)技術功労賞

永年自動車技術の進歩向上に努力し業績のあった程度

(4) 論文賞

その論文が自動車工学又は自動車技術の発展に寄与する程度

(5) 技術開発賞

その技術が自動車技術又は自動車工業の発展に寄与した程度

（授賞件数）

第8条 各賞の授賞件数は、毎年度それぞれ次のとおりとする。なお、論文賞の分野を動力分野、車両分野ならびにその他分野の3分野に分け、授賞件数はそれぞれ4件以下とする。

学術貢献賞	若干
技術貢献賞	若干
浅原賞学術奨励賞	4件以下
技術功労賞	4件以下
論文賞	9件以下
技術開発賞	8件以下

2 論文賞に共著者がある場合及び技術開発賞に共同開発者がある場合の受賞者は、1件につき主著者又は主開発者を含み、5名以下とする。

（選考委員会）

第9条 受賞候補の選考は、前2条に基づき選考委員会が行う。

2 選考委員会として、学術貢献賞、浅原賞学術奨励賞及び論文賞の選考を行う学術賞選考委員会と技術貢献賞、浅原賞技術功労賞及び技術開発賞の選考を行う技術賞選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。
（選考委員）

第10条 各委員会の委員長及び委員は、表彰会議の議決を得て別に定めるところにより、表彰会議議長が委嘱する。

2 委員長及び委員の任期は、委員任命後授賞式当日までとし重任を妨げない。
（選考方法）

第11条 各委員会における受賞候補の決定には、委員数の3分の2以上の出席を必要とし、代理出席は認めない。

2 受賞候補の決定は、出席委員の投票による。

3 欠席委員の受賞候補決定についての書面による意見は、委員長の判断により、決定の参考とすることができる。

（受賞者の決定）

第12条 受賞候補の決定は、その年の通常総会の30日前までに行い、委員長は、受賞候補及びその選考経過を表彰会議に報告する。表彰会議はこれを承認したうえ受賞者を決定するものとする。

第4章 守秘義務

（委員の守秘義務）

第13条 表彰会議及び選考委員会の委員は、委員として知り得た事柄を他に漏らしてはならない。

第5章 授賞

（授賞及び紹介）

第14条 各賞の授賞は、決定した年の通常総会において行う。

2 受賞者には会長より賞状及び記念品を授与し、受賞内容を会誌「自動車技術」に掲載する。

第6章 補則

（処理基準）

第15条 推薦書及び申請書の様式、選考委員会の委員長及び委員の委嘱その他この規則の実施に関し必要な事項については、自動車技術会賞処理基準に定める。

附則

1 この規則は、昭和59年11月1日から施行する。

2 第7条第1項の各賞の募集期間の変更は昭和61年10月1日より施行する。

3 第5条第1項の浅原賞学術奨励賞についての変更、
第7条募集期間についての変更、
第11条第1項選考委員の委嘱についての変更、
同条第3項選考委員の任期についての変更、
第13条受賞候補の決定についての変更及び
第14条委員の守秘義務についての変更は、1998年11月1日より施行する。

4 第4条第2項の、他の4賞の創設に関する変更及び、
別表の追記は、1999年7月16日より施行する。

5 第3条(1)～(5)の入替えの変更、
第5条(1)～(5)の入替え、第3項(イ)、第4項および第5項の変更、
第6条募集時期の変更、
第7条募集期間の変更、
第8条(1)～(5)の入替えの変更、

第9条賞名の入替え及び授賞件数の入替えの変更,
 第10条第2項賞名の入替えの変更,
 第11条第1項漢字をひら仮名および第2項委嘱の時期の変更,
 第12条第1項の文字の追加及び第2項の受賞候補の決定の変更,
 第13条の受賞の決定の変更,
 第4章の新たな章立ての変更および第15条の授賞の時期の表現の変更は、2000年10月18日より施行する。

- 6 別表の追記は、2002年7月19日より施行する。
- 7 第3条第2項の追加ならびに第4条(4)論文賞の対象出版物の変更は2004年10月28日より施行する。
- 8 第5条(1)及び(2)における賞の対象者の会員資格に関する変更ならびに第9条における論文賞の授賞件数の変更は、2005年9月29日より施行する。
- 9 第5条募集(3)～(5)の変更
 第5条第2項の追加
 第6条募集方法の変更
 第7条募集期間の削除
 第8条～第16条は第7条削除により、第7条～第15条に変更第10条第2項委嘱時期の削除の変更は、2008年10月1日より施行する。
- 10 組織変更による表彰会議への名称変更は、2009年4月1日から施行する。
- 11 第5条における会員資格要件の撤廃は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。

別 表

氏 名	提供された年月日	備 考
齋藤 尚一	昭和 53 年 12 月 30 日	第 9 代会長
中川 良一	昭和 54 年 12 月 31 日	第 10 代会長
楠木 直道	昭和 58 年 11 月 29 日	第 3 代会長
荒牧 寅雄	平成 7 (1995) 年 8 月 9 日	第 6 代会長
伊藤 正男	平成 14 (2002) 年 6 月 24 日	名 誉 会 員